

# 福井県大麻取扱者免許審査基準および指導基準

平成26年6月12日制定

平成30年3月30日一部改正

福井県健康福祉部医薬食品・衛生課

## 第1 目的

この基準は、大麻取扱者免許の申請に係る審査基準および指導基準について定め、公正な免許事務を確保するとともに透明性の向上を図ることを目的とする。

## 第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- 1 法令の規定 法令に定められた事項
- 2 審査基準 行政手続法（平成5年11月12日 法律第88号）第5条に定める審査基準であり、申請により求められた許認可等をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。
- 3 指導基準 行政手続法第36条および福井県行政手続条例第34条の趣旨に基づき、統一的な行政指導を行うための基準をいう。

### <凡例>

法令等の引用に当たっては、次の略号を用いる。

大麻取締法（昭和23年 法律第124号）第〇〇条・・・・・・・・・・法第〇〇条

大麻取締法施行規則（昭和23年 厚生・農林省令第1号）第〇〇条・・・・・・・・規則第〇〇条

第3 大麻取締法（昭和23年7月10日法律第124号）第5条に基づく大麻取扱者の免許申請の審査基準等は以下のとおりとする。

法令の規定	審査基準	指導基準
<p>1. 大麻の定義 「大麻」とは大麻草（カンナビス・サティバ・エル）及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く）並びに大麻草の種子及びその製品を除く。（法第1条）</p> <p>2. 免許申請 (1)「大麻取扱者」とは、大麻栽培者及び大麻研究者をいう。（法第2条第1項）</p> <p>(2)「大麻栽培者」とは、都道府県知事の免許を受けて、繊維若しくは種子を採取する目的で大麻を栽培する者をいう。（法第2条第2項）</p> <p>(3)「大麻研究者」とは、都道府県知事の免許を受けて、大麻を研究する目的で大麻草を栽培し、又は大麻を使用する者をいう。（法第2条第3項）</p> <p>次の各号に該当する者には、大麻取扱者免</p>	<p>大麻取締法は、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とするものと解されており、大麻の不正取引や不正使用を防ぐため大麻を取り扱う者について免許制を採用し、免許を付与するに当たり、同法の目的に反しない者かどうかを判断した上で知事の免許を与えるものである。（医薬麻第35号平成11年1月14日付け厚生省医薬安全局麻薬課長通知）</p> <p>1. 人的要件 大麻栽培者とは、大麻の栽培に社会的な有用性が認められ、かつ、大麻の栽培に合理的な必要性がある場合であり、地方公共団体の取組の中で行うものであって、次に掲げる者で、かつ、個人の趣向を満たすための喫食等をする者でないこと。</p> <p>(1)大麻を栽培する目的、利用形態が明らかであり、必要性があるものと認められる者。</p> <p>(2)大麻の繊維及び種子を採取し、それらを農作物として出荷またはその加工品の製造のため出荷する者で、それらを商品経済ルートにのせて、一定の収入を得ることを目的とする者。（但し、種子を大麻取扱者以外の者に譲渡する場合は、発芽しないよう処理されることが必要である。）</p> <p>(3)大麻栽培者として、必要な経営的又は技術的能力を有すると認められる者。</p> <p>(4)大麻栽培の管理を、直接行うことができる者。</p> <p>(5)農業委員会等に関する法律第8条の農業委員会の選挙による委員の選挙権および被選挙権を有する者であること。</p> <p>(6)法人でないこと。（特に知事が適正と認める者である場合を除く。）</p> <p>大麻研究者とは、大麻に関して相当の知識を持ち、次に掲げる者をいう。かつ、個人の趣向を満たすための喫食等をする者でないこと。</p> <p>(1)大学、公的機関等において、医学、薬学、化学、農学その他の学術研究または試験検査の業務に従事するため、大麻を取り</p>	<p>1. 合理的な必要性がある場合とは、伝統的祭事を催すために栽培する場合を指す。</p>

法令の規定	審査基準	指導基準
<p>許を与えない。(法第5条第2項)</p> <p>(1) 麻薬、大麻又はあへんの中毒者</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>(3) 未成年者</p> <p>(4) 心身の故障により大麻取扱者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>法第5条第2項第4号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により大麻取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。(規則第2条の2)</p> <p>法第5条の規定による大麻取扱者免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。(規則第2条第1項)</p> <p>(1) 申請者の住所、氏名若しくは名称及び生年月日(法人については生年月日を除く。)</p> <p>(2) 栽培地の数、位置及び面積</p> <p>(3) 大麻研究者にあつては研究目的</p> <p>前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。(規則第2条第2項)</p> <p>(1) 免許を受けようとする者に係る精神の機能の障害又はあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書</p> <p>(2) 大麻研究者にあつては履歴書</p>	<p>扱うことが必要と認められる者。または、大学、公的機関等において、犯罪鑑識の業務に従事するため、大麻を取り扱うことが必要と認められる者。</p> <p>(2) 研究目的、内容、方法等が学術研究または業務上妥当なものである者。</p> <p>研究者が大麻を栽培する場合は、大麻栽培者の審査基準にも適合していること。(大麻の鑑識および分析方法の研究目的の場合には、人的要件の(5)は適用しない。)</p> <p>2. 設備</p> <p>(1) 大麻栽培者</p> <p>ア 栽培場所が、容易に大麻を盗取されるおそれがある場所等、管理上不適当な場所でないこと。</p> <p>(盗難(飛散)防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培地や栽培に伴う施設等には盗難防止の措置が講じられていること</li> <li>・栽培地の周囲には、人がみだりに立ち入ることができないような堅固な柵等が設けられていること</li> <li>・大麻草の種子が鳥類の捕食によりその境界外に散逸し、大麻の自生につながることを防ぐため、防鳥ネットなど必要な設備を設けること</li> <li>・栽培地が不特定多数の目に触れる可能性が高い場所である場合は、栽培地の周囲を堅固な塀等の工作物で囲うとともに、栽培地の入り口には扉を設置して施錠できるようにすること。</li> <li>・生育する大麻の高さ以上の頑丈な柵で栽培地の四方を囲み、さらに四方および上部に鳥獣類が侵入しない措置がとられている構造であること。</li> </ul> <p>(場所)</p>	<p>2. 栽培地に赤外線感知器を設置する等、容易に大麻草が盗取されないよう必要な措置を講ずること。</p>

法令の規定	審査基準	指導基準
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培地は、申請者自らが実地に管理できる場所であること</li> <li>・栽培地は人目につかない場所であって、敷地境界線から十分に離れた場所であること</li> <li>・何らかの異変が生じたときには、直ちに対応できる場所であること</li> <li>・栽培者の住居または栽培者が常駐する管理事務所から概ね1 km以内であること</li> <li>・栽培地は風雨等により種子が飛散し、栽培地以外に自生するおそれのない場所であること</li> <li>・栽培地の面積は、その栽培目的から判断して、著しく狭くないこと。</li> <li>・栽培地の面積が、栽培目的、栽培地周辺の環境、栽培者の管理体制等から判断して妥当なものであること。</li> </ul> <p>イ 大麻を安全に保管する専用の設備を設けること。 (保管設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施錠ができること。</li> <li>・スチール製または同等以上の強度の材質であること。</li> <li>・固定してあるか、容易に移動できない重量のものであること。</li> <li>・大麻草の種子は専用の鍵のかかる堅固な保管設備内で他のものと区別して保管されていること。</li> </ul> <p>(2) 大麻研究者</p> <p>ア 研究場所が、容易に外部から侵入できる設備でないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究施設に盗難防止の措置が講じられていること。</li> <li>・大麻の発芽試験以外で研究のために大麻を栽培する場合には、大麻栽培者の設備に関する審査基準を満たすこと。</li> </ul> <p>イ 大麻を安全に保管する専用の設備を設けること。 (保管設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施錠ができること。</li> <li>・スチール製または同等以上の強度の材質であること。</li> <li>・固定してあるか、容易に移動できない重量のものであること。</li> <li>・大麻草の種子は専用の鍵のかかる堅固な保管設備内で他</li> </ul>	

法令の規定	審査基準	指導基準
<p>この法律に規定する免許又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。 (法第22条の2第1項)</p> <p>前項の条件は、大麻の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、免許又は許可を受け</p>	<p>のものと区別して保管されていること。</p> <p>3. 申請書および添付書類</p> <p>(1) 大麻栽培者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 大麻栽培者免許申請書（福井県の定める様式）</li> <li>イ 診断書</li> <li>ウ 申請者が法人の場合は、定款または寄付行為および登記事項証明書</li> <li>エ 申請者が個人の場合は、履歴書</li> <li>オ 栽培計画書（種子の入手先）、利用計画書（販売計画書または製造計画書等）</li> <li>カ 栽培場所の平面図</li> <li>キ 使用した部分以外の処分方法を示した書類</li> <li>ク 盗難防止措置を示した書類</li> <li>ケ 大麻の栽培が地方公共団体の施策に関するものであることを証する当該地方公共団体の長の証明書</li> </ul> <p>(2) 大麻研究者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 大麻研究者免許申請書（福井県の定める様式）</li> <li>イ 診断書</li> <li>ウ 申請者の履歴書</li> <li>エ 研究計画書（研究目的、研究方法等）</li> <li>オ 研究施設の平面図</li> <li>カ 大麻の保管設備の立面図</li> <li>キ 施設設置者の同意書</li> <li>ク 大麻を栽培する場合は、大麻栽培者免許申請添付書類のうちオ～ケ（大麻の鑑識および分析方法の研究目的の場合には、オ～ク）</li> </ul>	

法令の規定	審査基準	指導基準
<p>る者に対して不当な義務を課することとならないものでなければならない。(法第 22 条の 2 第 2 項)</p> <p>大麻取扱者免許の有効期間は、免許の日からその年の 12 月 31 日までとする。(法 8 条)</p>		

- 附則 1 この基準は平成 26 年 6 月 12 日から適用する。
- 2 この基準は平成 30 年 3 月 30 日から適用する。(令和 3 年 6 月 30 日記載整備)